

## ななほし倶楽部 規約

(名称)

第1条 この会は、ななほし倶楽部（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、杉並地域の親と子が他者との交流を中心とした活動を通して、心身の健康を育むと共に、地域生活をより安心できるものにしていくことを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために企画・運営を行い次の事業を実施する。

- (1) イベント
- (2) ワークショップ
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(会費)

第7条 本会は会費を徴収しない。活動にかかる費用は必要に応じて都度徴収することとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 1年以上活動に参加しない時。

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (5) 監査、議長、広報、等必要に応じて設置する。

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

(職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

#### 附則

1 この会則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。